

芝川観光非出資漁業協同組合
内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芝川観光非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁法の制限及び遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 規 模 等		エ 区 域	オ 期 間
あゆ漁業	友 釣	イカリ針1段以内 又は チラシ針2本以内	擬似おとり 禁 止	全 区 域	6月1日～ 11月30日
	毛針釣又はドブ釣	針2本以内		々	
	餌 釣	針1本以内	コマセ禁止	々	
	掛 釣	針6本以内		富士川本流	10月15日 ～ 11月30日
あまご漁業	餌 釣	針1本以内		全 区 域	3月1日～ 10月15日
	フ ラ イ釣	針1本以内		々	
	ル ア ー釣			々	
にじます漁業	餌 釣	針1本以内		芝 川本流 及び 富士川本流	3月1日～ 10月15日
	フ ラ イ釣	針1本以内		々	
	ル ア ー釣			々	

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる水域内においては水産物の採捕をしてはならない。

- (1) 富士宮市、東京発電株式会社猪之頭えん堤、上流端から上流へ100メートル、下流へ100メートルの区域
- (2) 富士宮市、中部電力株式会社、大久保えん堤から上流端から上流へ100メートル、下流へ400メートルの区域

- (3) 富士宮市、中部電力株式会社、川合えん堤から上流端から上流へ100メートル、下流へ100メートルの区域
- (4) 富士宮市上井出282番地、白糸滝壺から下流堰堤の区域

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第4条 次の表ア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あ ま ご	稲子川：落合合流より上流、 西沢川及び入山川 (以下、キャッチアンドリリース区間という)	3月1日～ 10月15日
に じ ま す	芝川：久保大橋上流100mから中電西山堰 堤下流端までの区間 (以下、にじます特定区という)	1月1日～ 12月31日

(全長制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア・魚 種	イ・全 長
あ ゆ	10CM 以下
あ ま ご	15CM 以下
に じ ま す	15CM 以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

第6条 組合釣大会等を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

- 2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公表しなければならない。
- 3 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示し、かつ、静岡新聞その他に掲載してこれをする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁をする場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は500円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あまご	キャッチアンドリリース区間 (稲子川)	餌釣・フライ釣 ルアー釣	1,500円	3,500円
あまご にじます	稲瀬川・境川・稲子川・ 特定区以外の芝川	餌釣・フライ釣 ルアー釣	1,500円	3,500円
にじます	特定区	餌釣・フライ釣 ルアー釣	2,000円	—
全魚種	稲瀬川・境川・稲子川・ 特定区以外の芝川・ 富士川本流	友釣・掛釣・ 餌釣・毛針釣・ ドブ釣	1,500円	6,000円

(2) 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる水域内においては次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内、オ欄の期間中及びカ欄の採捕制限内でなければならない。

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ規模等	エ区域	オ期間	カ採捕制限
あゆ漁業 (あゆ特定区)	友釣	イカリ針1段以内 又は チラシ針2本以内	柳橋(上稲子 2453-1 番地先)~ 仲橋(上稲子 4013番地 先)	6月1日~ 11月30 日	15匹以内
	毛針釣又はドブ釣	針2本以内			
	ルアー釣				

(3) 次に表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小中学生	無料
肢体不自由者(※)	第1項に規定する額の1/2に相当する額

※障害者手帳の提示かつ事務局で対応した場合に限る

(4) 大会参加料については、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大会名	参加料		
	大人(中学生以上)	小学生	その他
あゆ友釣大会	4,000円	1,500円	
あまご釣大会	4,000円	1,500円	
にじます釣大会	4,000円	1,500円	
あまご・にじます釣会	4,000円	1,500円	

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)・(2)の遊漁証(以下遊漁証という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 5 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式(3)・(4)による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は監視員帽子をつけなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。(認可後)

平成26年12月10日 一部改正(認可後)

令和5年 月 日 一部改正(認可後)

様式（1）

遊 漁 証

表

裏

NO	
遊 漁 証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名 年齢
承認 期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
魚 種	あゆ、あまご、にじます
漁具・漁法	
遊漁区域	
発行年月日	平成 年 月 日
発行者	芝川観光非出資漁業協同組合 扱者 印

注意事項
1・遊漁する者は本証を携帯すること。
2・本証は他人に貸与、譲渡してはならない。
3・漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
4・組合印、扱者印のないものは無効である。

様式（2）

腕

章

遊 漁 証

試用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

住 所 _____

氏 名 _____

芝川観光非出資漁業協同組合

様式(3)

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO				
漁 場 監 視 員 証				
下記の者は当組合の漁場監視員である 事を証明します。				
氏名				歳
住所				
有効 期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
発行 日	平成	年	月	日
発行者	芝川観光非出資漁業協同組合			印
	組合長理事			

注 意 事 項
1・漁場監視の場合は本証を携帯すること。
2・遊漁証の提示を求める際は本証を提示する。
3・組合長印のないものは無効である。

様式（４）

腕

章

監 視 員 証

試用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

住 所 _____

氏 名 _____

芝川観光非出資漁業協同組合